－今号の目次－

* 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」が策定される

（国土交通省）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* **「送迎用****バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」が策定される（国土交通省）**

通園バスに子どもが置き去りにされ亡くなった事故を受け、国土交通省は学識経験者等を委員とするワーキンググループ（全7回）を設置し、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、10月12日に取りまとめられた「こどものバス送迎・安全徹底プラン」の一環として策定され、ヒューマンエラーを補完する装置として、「降車時確認式」、「自動検知式」の2種類の装置について、最低限満たすべき要件を示しています。

今後、保育所・認定こども園等において送迎用バスを運行する場合、本ガイドラインに適合する安全装置の装備が義務付けられます。また、本ガイドラインに適合する安全装置の設置費用については、令和4年度第2次補正予算により支援が行われる予定です（小倉　將信こども政策担当相が11月1日の記者会見で、1台当たり18万円を補助する方針を明らかにしています）。

国は、各施設・事業における安全装置の装備が円滑に進むよう本ガイドラインに適合する安全装置のリストを追って作成・公表することとしています。各施設においては、導入しようとしている安全装置が本ガイドラインに適合するものであるかについて、当該リストにより判別していただくことが考えられます。

|  |
| --- |
| 〈定められた要件の概要〉   1. 降車時確認式の装置の作動（押しボタン式など)​    * エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す車内向けの警報を発する    * 運転者等が、置き去りにされたこどもがいないか確認しながら車内を移動し、車両後部の装置を操作することで、警報を解除可能    * 車内の確認と装置の操作が行われないまま一定時間が経過すると、更に車外向けの警報を発する 2. 自動検知式の装置の作動    * エンジン停止から一定時間後にカメラ等のセンサーにより車内の検知を開始する    * 置き去りにされたこどもを検知した場合、車外向けの警報を発する 3. 両方式に共通の要件    * 運転者等が車内の確認を怠った場合等には、速やかに車内への警報を行い、15分以内に車外への警報を発すること（※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始）    * こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること    * 十分な耐久性を有すること(例：−30～65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等)    * 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること（※）      + 電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、電源喪失時の故障の通知要件を緩和する。 |

ガイドラインの概要は次ページを、また、ガイドラインの内容は下記ホームページをご参照ください。

■国土交通省ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料12月 > 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインを策定しました

<https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html>

＜ガイドライン概要＞

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |